9 住 宅

1.都営住宅の申込みの優遇(世帯向けのみ)

(1)一般世帯向住宅(新規募集の場合)

申込者本人又は同居親族のうち一人が身体障害者手帳(1級~4級)、戦傷病者手帳(特別項症~第1款症)、愛の手帳(1~3度)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)の交付を受けている場合、当選率が一般より7倍程度に優遇されます。

申込者本人が手帳の交付を受けている軽度の身体・知的・精神障がい者、又は原爆被爆者健康手帳の交付を受けているか、本人又は同居親族のうち一人が難病患者、公害病認定患者等の場合、当選率が一般より5倍程度に優遇されます。

(2)ポイント方式による登録

申込者が引き続き3年以上都内に住んでいる成年者で同居親族があり、本人又は同居者が、身体障害者手帳(1級~4級)、戦傷病者手帳(特別款症~第1款症)、愛の手帳(1~3度)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)の交付を受けている場合、抽選とはせずに、住宅に困っている度合いの高い人を入居予定者として募集戸数分登録する方式です。

(3)車いす使用者世帯向住宅

申込者が都内に住んでいる成年者で同居親族があり、本人又は満6歳以上の同居親族に車いすを使用する方(身体障害者手帳2級以上又は戦傷病者手帳(特別項症~第1款症)の所持者)がいて、現に住宅に困っている場合、ポイント方式により応募できます。

(4) 単身者向住宅

申込者が単身で都内に3年以上住んでおり、次のいずれかに該当する者

身体障害者手帳1~4級

愛の手帳1~4度

精神障害者保健福祉手帳1~3級

(5)単身者用車いす使用者向住宅

申込者が都内に3年以上住んでおり、単身の車いす使用者で、次のいずれかに該当する者 身体障害者手帳1~2級

戦傷病者手帳第1項症以上

全て収入基準があります。

募集内容・申込資格については、必ず募集案内をご確認ください。

電話 3498-8894

2. 都営住宅の家賃減額

下記に該当する心身障がい者のいる世帯で、世帯の収入が基準以下の場合、家賃は半額に減額されます。

身体障害者手帳1.2級

愛の手帳1~3度

難病患者の方で、常時介護を必要とする方

精神障害者保健福祉手帳1.2級

< 問合せ > JKK東京(東京都住宅供給公社) お客様センター 電話 0570-03-0071

3.住宅増・修築資金融資のあっせん

(1)制度概要

区民の方がご自宅のリフォームをする際に、区が金融機関に融資あっせんを行い、低利で融資が受けられるよう利子の一部を補給する制度です。工事着手前に担当課への相談が必要です。

(2)申し込み資格

対象となる住宅に現に引き続き1年以上居住している方 (他にも必要条件がございます。詳細については担当課までお問い合わせください。)

(3)制度の主な内容

融資あっ旋額 20万円から500万円まで(1万円を単位として工事費の範囲内)

金融機関との契約利率 年0.95%(固定金利型)

利子補給率 高齢者及び心身障がい者同居世帯 年利率0.57%

(本人負担利率0.38%)

< 問合せ > 住まい街づくり課住宅係 内線 2824